

## 民生委員・児童委員の一斉改選について

民生委員・児童委員の任期は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第10条により3年と定められており、関係団体（自治会連合協議会、地区連絡協議会、民生児童委員協議会等）のご協力のもと、令和4年12月1日付で一斉改選を迎えることができました。

以下、改選の結果概要となります。

### 【改選の結果】

#### 令和元年度

定数	789人	
	区域担当	735人
	主任児童	54人
委嘱数	727人	
	区域担当	678人
	主任児童	49人
充足率	92.1%	
	区域担当	92.2%
	主任児童	90.7%



#### 令和4年度

定数	794人	
	区域担当	739人
	主任児童	55人
委嘱数	733人	
	区域担当	680人
	主任児童	53人
充足率	92.3%	
	区域担当	92.0%
	主任児童	96.4%

### 【新任委員・再任委員の割合】

	新任		再任	
船橋市	124人	16.9%	609人	83.1%
区域担当	118人	17.4%	562人	82.6%
主任児童	6人	11.3%	47人	88.7%

### 【千葉県内との比較】

	船橋市	千葉県 (政令・中核市除く)	千葉市	柏市
定数	794人	6,427人	1,528人	584人
委嘱数	733人	5,956人	1,419人	501人
充足率	92.3%	92.7%	92.9%	85.8%

### 【都道府県・政令指定都市・中核市の比較】

	都道府県 (政令・中核市除く)	政令指定都市	中核市	全国
定数	155,764人	43,048人	41,735人	240,547人
委嘱数	146,087人	39,886人	39,383人	225,356人
充足率	93.8%	92.7%	94.4%	93.7%